

## 事務所等労災について Q&A

＜労働保険事務組合に委託している事業主様向け＞  
（「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットも併せてご覧ください）

### 1 事務所等労災に入る必要があるかどうかについて

Q1. 事務員が居ない場合、又は事務所や倉庫が無い場合も事務所等労災に入る必要はありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務（※1）を行う可能性がある場合は、入る必要があります。

Q2. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行うかどうかははっきりしない場合も入る必要はありますか？

A. 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を絶対にしないという場合を除いて、入る必要があります。万が一、入っていない状態で倉庫作業等特定の工事現場に付随しない業務中に事故があった場合は、未手続事故となります。

Q3. 年に一度するかどうかという作業でも、入る必要はありますか？

A. その業務（作業）の頻度に関わらず、入る必要があります。

Q4. 所属労働者は居るが、特定の工事現場に付随しない業務は一切しておらず、今後も行わない場合についても、入る必要はありますか？

A. 特定の工事現場に付随しない業務を一切行う事がない場合は、入る必要はありません。

Q5. 所属労働者が居ない場合も、入れますか？

A. 所属労働者が居なければ、入ることはできません。

Q6. 電器の小売を主とする事業で、工事を行う場合の為に、小売業用と現場の労災にそれぞれ入っていますが、倉庫作業用に入る必要はありますか？

A. 電器の小売と工事が組織的に独立した事業でない場合、小売業用の労災に含まれるため、追加で入る必要はありません。

Q7. 事務所と倉庫が違う番地にある場合は、別々に入る必要はありますか？

A. 組織的に独立した事業でない限り、事務所等労災は一箇所であれば事務所と倉庫の両方を補っていることになります。

（※1 「建設業の事業主の皆様へ」リーフレットを参照してください）

R8.1 兵庫労働局労働保険徴収課事務組合係

## 2 中小事業主の特別加入について

Q8. 年に数回しか業務を行わない場合にも、中小事業主の特別加入に加入できますか？

- A. 中小事業主の特別加入は、所属する労働者が、特定の工事現場に付随しない業務を年間100日以上行う場合に加入できる為、100日未満しか行わない場合には特別加入は加入できません。  
(特別加入の一般的な要件に変更点はありません。)

## 3 保険料について

Q9. 特定の工事現場に付随しない業務を行う可能性が低い場合、概算保険料を0円にする事はできますか？

- A. 特定の工事現場に付随する業務を行う可能性が低い場合も、概算保険料を0円にする事はできません。見込から算定した概算保険料をお支払いいただきますが、確定保険料が概算保険料より少なかった場合、余った保険料は翌年に繰り越す事ができます。

Q10. 保険料の算定となる賃金はどのように算出すればよいですか？

- A. 原則、日報や出勤簿等を根拠として、当該業務に従事した日数や時間数に基づき行います。  
上記根拠資料が無い場合は、実態等から日数時間数を推算し、これに応じた賃金を算出して差し支えありません。

事務所等労災についてわからない事があれば、  
委託中の労働保険事務組合か、  
最寄りの労働基準監督署にご相談ください。